（経済団体）

第４条　規則第10条第２項第５号の経済団体とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

⑴　日本商工会議所

⑵　社団法人日本経済団体連合会

⑶　公益社団法人経済同友会

⑷　前各号に掲げるもののほか、営利企業又はその経営者を会員とする団体であって会員資格を特定の地域の者に限定していないもの

（特別の利害関係）

第５条　規則第15条第３項の特別の利害関係がある場合とは、委員としての地位を離れた別個の利害関係を有する場合をいう。

２　委員会において、以下の表の甲欄の各号に掲げる事項を決議し又は遂行するに際し、甲欄に対応する乙欄に掲げる事由がある場合には、当該委員は、当該事項について特別利害関係を有するものとする。規則第68条第８項（同条第９項及び規則第74条第４項により準用される場合を含む。）により小委員会に権限が委任された場合における当該小委員会を構成する委員についても同様である。

	甲	乙
⑴	紛争解決委員候補を推薦するとき。	以下のいずれかに該当するとき。 ①　紛争解決委員候補が委員の配偶者、４親等内の血族、３親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者（以下本項において「配偶者等」という。）であるとき。 ②　紛争解決委員候補が現に委員の使用人であり又は使用人であった者であるとき。 ③　紛争解決委員候補が現に委員の雇用者又は雇用者であった者であるとき。
⑵	加入貸金業者の手続実施契約不履行の事実の公表について決定を行うとき。	以下のいずれかに該当するとき。 ①　委員が当該加入貸金業者であるとき。 ②　委員が当該加入貸金業者の役員（貸金業法第４条第１項第２号に定める役員をいう。以下同じ。）若しくは使用人であり又はこれらであったとき。 ③　委員の配偶者等が、当該加入貸金業者であるとき。 ④　委員の配偶者等が当該加入貸金業者の役員若しくは使用人であり又はこれらであったとき。 ⑤　委員が当該加入貸金業者の代理人若しくは補佐人であるとき又はこれらであったとき。 ⑥　委員が当該加入貸金業者から役務提供の対価として収入を得ているとき又は得なくなってから３年を経過しないとき。
⑶	苦情処理手続開始決定不受理の決定に対する不服申立てにつき決定するとき。	以下のいずれかに該当するとき。 ①　委員が当該不服申立ての申立人又は不服申立てに係る申立ての相手方（以下本号において「申立人等」という。）であるとき。 ②　委員が申立人等の役員若しくは使用人であり又はこれらであったとき。 ③　委員の配偶者等が、申立人等であるとき。 ④　委員の配偶者等が申立人等の役員若しくは使用人であり又はこれらであったとき。 ⑤　委員が申立人等の代理人若しくは補佐人であり又はこれらであったとき。 ⑥　委員が申立人等から役務提供の対価として収入を得ているとき又は得なくなってから３年を経過しないとき。
⑷	紛争解決委員の解任につき決するとき。	以下のいずれかに該当するとき。 ①　委員が当該紛争解決委員の解任を申し立てた当事者であるとき。 ②　委員が、現に当該紛争解決委員の主宰する紛争解決手続の当事者であるとき。 ③　委員が当該紛争解決委員又は前②に該当する者（以下本号において「紛争解決委員等」という。）の役員若しくは使用人であり又はこれらであったとき。 ④　委員の配偶者等が、紛争解決委員等であるとき。 ⑤　委員の配偶者等が紛争解決委員等の役員若しくは使用人であり又はこれらであったとき。 ⑥　委員が紛争解決委員等の代理人若しくは補佐人であり又はこれらであったとき。 ⑦　委員が紛争解決委員等から役務提供の対価として収入を得ているとき又は得なくなってから３年を経過しないとき。
⑸	規則第74条第３項に定める調査を実施する同措置を決するとき。	以下のいずれかに該当するとき。 ①　委員が、協会の実質的支配者等若しくは子会社等にして、規則第74条第３項に定める調査等に係る者に該当するとき。 ②　委員が、現に、協会又はその実質的支配者等若しくは子会社等から不当な影響を受けるおそれのある行為がなされた疑いのある紛争解決委員の主宰する紛争解決手続の当事者であるとき。 ③　委員が、前①又は②に掲げる者（以下、本号において「調査対象者等」という。）の役員若しくは使用人であり又はこれらであったとき。 ④　委員の配偶者等が調査対象者等であるとき。 ⑤　委員の配偶者等が調査対象者等の役員若しくは使用人であり又はこれらであったとき。 ⑥　委員が調査対象者等の代理人若しくは補佐人であり又はこれらであったとき。 ⑦　委員が、調査対象者等から役務提供の対価として収入を得ているとき又は得なくなってから３年を経過しないとき。

（紛争解決委員候補の公表）

第６条　貸金業相談・紛争解決センターは、規則第19条に定めるところに従い委嘱された紛争解決委員候補につき、以下の各号に掲げる事項を協会のウェブサイトに掲載するなどの方法により公表するものとする。

⑴　紛争解決委員候補の氏名及び職業

⑵　規則第19条第２項又は第３項各号のいずれの資格に基づき選任されたかの別

⑶　紛争解決委員候補に就任した年月日

（国外居住者の管轄）

第７条　日本国内に住所及び居所を有しない個人又は営業所若しくは事務所を有しない法人その他の団体からの苦情処理手続開始の申立て、協力の要請及び相談の申し出は、規則第26条第１項の規定にかかわらず、東京都を管轄する受付窓口においてこれを受け付けるものとする。

第３章　手続実施基本契約

（手続実施基本契約の申込）

第８条　規則第32条第１項に定める手続実施基本契約の申込は、申込人の主たる営業所又は事務所を管轄する協会の支部を経由して行わなければならない。

２　規則第32条第１項に定める申込書は、協会員が申込人である場合にあっては別紙様式第１号により、協会員以外の貸金業者が申込人である場合にあっては別紙様式第２号により作成しなければならない。